住民活動ワークショップ実施及びロードマップ作成業務委託

仕様書

1 委託業務名

住民活動ワークショップ実施及びロードマップ作成業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 業務目的

山梨市・笛吹市・甲州市の3市で構成する峡東地域は、果樹王国と言われる山 梨県においても特にブドウ・モモを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。社 会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的 な農業と、密接に関わり育まれた文化・景観が認められ、令和4年7月に「峡東 地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定されて いる。

世界農業遺産の保全と活用を推進していくためには、地域住民が峡東地域で 培われてきた伝統的な技術や豊富な生物多様性など果樹農業システムの重要性 への理解を深め、それらを核とした地域活性化計画につなげる必要がある。

そのため、地域住民を対象としたワークショップを開催し、ロードマップを作成することで、地域住民の意識を醸成し世界農業遺産の保全・活用を図る。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について峡東地域世界農業遺産推進協議会(以下、「協議会」とする。)と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、協議会の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1)事業の運営・管理に関すること

- ① 契約から業務完了までのスケジュールについて、関係機関との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、事業告知・宣伝、参加者の募集、事業運営・管理、ロードマップ作成など、業務の一連の流れが分かるように作成すること。
- ② 実施スケジュールに基づき、必要な人員等を確保し人員配置計画を作成し、本業務をすること。
- ③ 本業務の実施期間中に実施スケジュールを変更する必要がある場合は、

協議会に協議すること。

- ④ 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 住民活動ワークショップに関すること

受託事業者は、協議会のビジョンに向けた施策を検討するためのワークショップを次のとおり開催するものとする。

- ① ワークショップ参加者が峡東地域で培われてきた伝統的な技術や豊富 な生物多様性など果樹農業システムの重要性への理解を深められるよう、ワークショップと併せて講習を行うこと。
- ② ワークショップを7回以上(峡東地域各市2回以上、峡東地域3市合同開催1回以上)実施し、ロードマップを作成する過程を通して、多種多様な関係性を構築し、課題を共有するコミュニティを構築又は育成すること。
- ③ ワークショップは、受託事業者がテーマを選定するものとする。
- ④ ワークショップの参加者は、ワークショップ1回あたり15~20名程度とするが、受託事業者が効果的に本業務委託を実施できると判断される場合はこの限りではない。
- ⑤ ワークショップ参加者の選定に当たっては、受託事業者が次の事項を参 考にワークショップ参加者層を設定すること。
 - ・農業者、農業にかかわりのない地域住民、移住者、学生など
 - ・年代
 - 性別
 - ・居住地域
 - ・所属組織(青年農業士会、指導農業士会、若手農業者組織、JA、 農業以外の組織など)
- ⑥ ワークショップは、次の事項に留意して進行すること。
 - ・ワークショップ参加者の意見の集約、内容の検討等がスムーズに進 むよう企画し、運営すること。
 - ・ワークショップ参加者が円滑に議論を行えるよう、ファシリテータ ーを配置すること。
- ⑦ 地域内外の住民の峡東地域世界農業遺産に関する認知度調査や他地域 の優良事例の検討など、受託事業者がワークショップに必要と考える 事項を実施すること。
- ⑧ ワークショップ参加者の参加申込受付、決定、連絡、日程調整、参加者 情報の協議会への報告を行うこと。
- ⑨ ワークショップの告知のため、参加者募集チラシを作成すること。
- ⑩ 企画運営者としての入場料の徴収、販売行為等営利事業は実施しないこと。

- (3) ロードマップの作成に関すること
 - ① ワークショップの活動を通して、受託事業者が必要と認める事項に加えて、次の事項を記載したロードマップを作成すること。
 - ・峡東地域世界農業遺産とは
 - ・峡東地域世界農業遺産の価値
 - ・峡東地域世界農業遺産の課題
 - ・ワークショップの実施内容
 - ・峡東地域世界農業遺産を核として地域活性化を図るためのビジョン
 - ・峡東地域世界農業遺産の次期保全計画への住民参加のための提案
 - ・地域住民活動を牽引するリーダー及び組織
 - ・峡東地域世界農業遺産の現状、課題に対する短期、中期、長期的な 取り組み
 - ② 作成するロードマップは、外部への公表を前提とするため、ワークショップ参加者の氏名や肖像権等、必要な権利の処理を行うこと。

(4) 事業報告書の作成に関すること

業務終了後に事業報告書を紙媒体2部及び電子データ(一式、協議会が指定する形式)で協議会に提出すること。なお、事業報告書の記載内容は次のとおりとする。

- ア 本業務の実施内容
- イ 写真、映像等の履行状況が確認できるもの
- ウ 経費内訳書
- エ ロードマップ
- オ その他協議会が指示するもの

(5) その他必要な業務

業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内に おいて誠実に実施すること。

5. 契約後の留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に協議会に対し書面で再委託先、再委託期間及び再委託する業務内容を協議し、承認を得るものとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを協議会に提出すること。

(2)個人情報の取扱い

本拠有無を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

(3)関係機関との打合せ等

本業務を実施するにあたって協議会及び関係機関と随時必要な打ち合わせを行い、その記録を作成するとともに、協議会が申請する使用許可等に関する申請書類の作成及び提出など必要な手続きを行うものとする。

(4) 成果物の譲渡等

本業務の成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権(同法21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の引き渡し時に協議会に無償で譲渡するものとする。また、受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

成果物が著作物に該当する場合において、協議会が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

なお、協議会は成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

(5)損害に対する賠償

協議会の責に帰することができない自然的又は人為的な現象など不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、協議会に対しその賠償を請求することができないものとする。

また、責めに帰する事由により、運営に関し、協議会又は第三者に損害を与 えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。

(6)紛争処理について

受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする